

## 若桜町監査告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年1月19日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年1月18日（水）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 教育委員会の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
  - 平成28年度の事務事業について
  - その他、所管に関する事
- 4 監査の着眼点
  - (1) 予算及び事務事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
  - (2) 施設は、十分な利用及び効率的な運営がなされているか。
  - (3) 現金取扱は適正に行われているか。
- 5 監査の結果
  - (1) 町誌編さん事業及び伝統的建造物群保存事業の進捗に努力されたい。
  - (2) 若桜学園に2室ある図書室について、統合の可否を検討されたい。

以上